

## 佐賀市歴史まちづくり協議会設置要綱

### (設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条の規定に基づく佐賀市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、総合的な観点から検討を行うため、同法第11条の規定に基づき佐賀市歴史まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議並びに実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認める事項について検討を行うこと。

### (組織)

第3条 協議会は委員14人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市長が必要と認める者
- (3) 関係行政機関の職員

### (臨時委員及び専門委員)

第4条 協議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱又は任命する。
- 4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (オブザーバー)

第5条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるることができる。

### (任期)

第6条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長を務める。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、会議を開催することが困難なときは、書面で各委員の意見を聴き、会議の開催に代えることができるものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、地域振興部歴史・文化課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

2 第8条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて開かれる会議については、市長が召集する。

附 則 (第9条関係 一部改正)

この要綱は、平成25年4月18日から施行する。

附 則 (第9条関係 一部改正)

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則 (第9条関係 一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (第8条関係 一部改正)

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

附 則 (第9条関係 一部改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。